⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　平成26年８月11日午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　書留郵便または信書便
⑸　入札書の提出期限、場所及び開札日時
①　入札書の提出
イ　提出期限　平成26年10月14日午後４時00分
ロ　提出方法　電子入札システム、書留郵便または信書便
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　開札日時　平成26年10月15日午後２時00分
⑹　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型・施工体制確認型併用）
4　その他
⑴　契約の手続においては、日本語および日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
イ　前金払　有
ロ　部分払　有
⑷　手続きにおける交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要（電子契約による。）
⑹　本件工事に直接関連する他の工事を本件工事の請負人と随意契約する予定の有無　無
⑺　工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）について適用する。
⑻　手続に関する詳細窓口　上記３⑴に同じ。
⑼　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Haruo Kojima, Director General of Hokkaido Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Hokkaido Odan Expressway, Momonaibashi (PC jyobuko)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25, July 2014. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 25, July 2014
⑸　Time-limit for the submission of Technical proposals by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 11, August 2014
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14, October 2014. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 14, October 2014
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Eiji Shigetsuna, Deputy Manager of Procurement & Contract Section Technology & Procurement Department, Hokkaido Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 5―12―30, Oyachi-Nishi, Atsubetsu-ku, Sapporo City, Hokkaido, Japan 004―8512 TEL 011―896―5777

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年６月26日
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　遠藤　元一
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京外かく環状道路　大泉ジャンクションＣランプ第一橋（鋼上部工）工事
⑶　工事場所　自）東京都練馬区東大泉
至）東京都練馬区大泉町
⑷　工事内容　本工事は、東京外かく環状道路大泉ジャンクション部の橋梁上部工及び橋梁下部工等を構築する橋梁工事である。
⑸　工事概算数量
Ａランプ第一橋　橋長　82ｍ、鋼重　約200ｔ
Ａランプ第二橋　橋長　135ｍ、鋼重　約400ｔ
Ｃランプ第一橋　橋長　286ｍ、鋼重　約700ｔ
橋梁下部工（鋼製橋脚）　２基
⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から1,410日間
2　競争参加資格
⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　鋼橋上部工工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成25・26年度一般競争参加資格を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上である者。（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　確認申請書提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　平成16年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
⑻　鋼連続箱桁橋の工場製作
⑼　送出し架設工法により、最大支間長60m以上ある鋼連続箱桁橋を架設した工事
⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成16年度以降に完成及び引渡しが完了した次の元請としての施工経験を有すること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
⑻　鋼連続箱桁橋の工場製作
⑼　送出し架設工法により、最大支間長30m以上ある鋼連続箱桁橋を架設した工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。
④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、開札の日の前日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
また、設計管理技術者及び照査技術者は受注者に所属し日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
・設計管理技術者及び照査技術者
⑻　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
⑼　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者とする。
⑽　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度規定による登録を行っている者。
⑻　当該工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。